

広報ねむろ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、根室市広報ねむろ発行規則第5条の規定に基づき、根室市が発行する広報紙「広報ねむろ」に掲載する広告の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載広告の種別および内容が次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 広報紙としての公共性と品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令または条例もしくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、社会問題などについての意見広告、その他これらに類するもの
- (5) 個人、法人の名刺広告、広告主代表者などの写真が主となるもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (7) 商品先物取引またはこれに類するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
- (9) 広告の対象となるものを市が推奨していると誤解を招くおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めたもの

(広告の規格等)

第3条 掲載する広告の大きさは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 縦4.5センチメートル 横8.6センチメートル
- (2) 縦4.5センチメートル 横5.6センチメートル

2 広告を掲載する位置は、裏表紙とする。

3 広告の色は、カラー又は黒単色とする。

4 市長は、前2項の規定にかかわらず、広報紙の編集上支障があると認めるときは、広告を掲載する位置を変更することができる。

(掲載の申込み)

第4条 広告主は、広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。その際、市長は広告主に関する資料を求めることができる。

(掲載の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、広告の掲載を決定し、広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(掲載の優先順位)

第6条 広告の掲載枠数を超えるときは、広告掲載の優先順位を次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所、営業所などを有し、市税を滞納していないもの（以下「市内業者」という）
- (2) 市内に事業所、営業所などを有していないもの（以下「市外業者」という）

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、別表第1号に掲げる額とする。

(広告掲載料の割引)

第8条 広告掲載料は、同一広告主において、掲載枠が5枠に達した場合、次回1枠を無料とする。
2 前項の規定は、申込みから12月を超えない期間において適用する。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を市の発行する納付書により一括納入しなければならない。

(広告の作成及び経費負担)

第10条 広告の原稿は、広告主において作成し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の決定の取消し)

第12条 市長は、広告の掲載に支障があると認めるとき又は広告掲載料金が納付されなかったとき、当該広告の掲載を中止し、又は取り消すことができる。

(広告掲載料金の還付)

第13条 既に納付された広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなった場合に限り、還付することができる。

(雑則)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年2月23日から施行する。

附則

この要領は、平成18年6月15日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

広報ねむろ広告掲載申込書

年 月 日

根室市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電 話

印

広報ねむろに広告を掲載したいので、広報ねむろ広告掲載要領第4条の規定により、下記のとおり申込みます。

記

No.	掲載希望号	広告の規格	市内外業者
1	年 月号	<input type="checkbox"/> 縦4.5cm×横8.6cm（カラー刷）	<input type="checkbox"/> 市内業者
2	年 月号		
3	年 月号	<input type="checkbox"/> 縦4.5cm×横8.6cm（単色刷）	<input type="checkbox"/> 市外業者
4	年 月号		
5	年 月号	<input type="checkbox"/> 縦4.5cm×横5.6cm（カラー刷）	
6	年 月号		
7	年 月号	<input type="checkbox"/> 縦4.5cm×横5.6cm（単色刷）	
8	年 月号		
9	年 月号		
10	年 月号		
11	年 月号		
12	年 月号		

広告掲載料

サイズ	刷色	広告主	単価
縦4.5cm×横8.6cm	カラー刷	市内業者	20,000円
		市外業者	25,000円
	単色刷	市内業者	17,000円
		市外業者	22,000円
縦4.5cm×横5.6cm	カラー刷	市内業者	15,000円
		市外業者	20,000円
	単色刷	市内業者	12,000円
		市外業者	17,000円

広報ねむろ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

根室市長

㊟

年 月 日付で申込みのあった広報ねむろへの広告の掲載について、次のとおり決定したので、
広報ねむろ広告掲載要領第5条の規定により通知します。

1. 決定区分 掲載する
- 掲載しない
 (理由)

2. 掲載規格 縦4.5cm×横 cm (刷)

3. 掲載号 年 月号
 年 月号
 年 月号
 年 月号
 年 月号
 年 月号

4. 掲載料 円

別表第1号（第7条関係）

広告掲載料

規格	刷色	広告主	単価
縦4.5cm×横8.6 cm	カラー刷	市内業者	20,000円
		市外業者	25,000円
	単色刷	市内業者	17,000円
		市外業者	22,000円
縦4.5cm×横5.6 cm	カラー刷	市内業者	15,000円
		市外業者	20,000円
	単色刷	市内業者	12,000円
		市外業者	17,000円